

平成26年2月4日

関係事業者各位

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室長
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室長

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律のスクリーニング評価・リスク評価
に係る有害性情報の提供依頼について（協力依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より国の化学物質管理関連の諸施策に対し、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます
입니다。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）では、全ての一般化学物質を対象にスクリーニング評価を行い、優先評価化学物質を指定した上で、それらの優先評価化学物質については段階的により詳細な情報を求め、効果的、効率的に、国がリスク評価を行うこととしています。国ではこれまでに、信頼性の定まった情報源を基に公知の情報を収集し、スクリーニング評価・リスク評価に活用してまいりました。より正確で丁寧な評価を実施するために、国による一般化学物質・優先評価化学物質の有害性情報の収集に加え、今後はこれらの化学物質を製造・輸入する事業者の皆様にも有害性情報の提供のご協力をお願いしたいと考えており、その上で、有害性情報が得られなかった物質については、デフォルトの有害性クラスを適用するなどの対応を検討することとしています。

つきましては、貴社で製造・輸入している化学物質（一般化学物質・優先評価化学物質）のうち別添のリスト（別添1）に示す物質について、別紙に示す項目の有害性情報（試験結果、又は文献等の情報）を有しておられましたら、活用させていただきたく、その情報を国にご提供くださいますようご協力をお願い申し上げます。

ご提供頂いた情報のうち、公知でないものについては、取扱いに十分に留意し、情報の公表に際しましては、事前にその範囲等についてご相談いたします。

是非、貴社におかれましても本提供依頼の趣旨をご理解頂くとともに、積極的に有害性情報をご提供頂き、我が国化学産業の益々の発展と化学物質の安全な利用の更なる促進に向けご協力くださいますよう、よろしくごお願い申し上げます。

末筆ながら、貴社の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。

以上